

令和7年度 介護職員等処遇改善加算について

1. 加算区分

(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅱを算定

- ①訪問介護 22.4%
- ②通所介護 9.0%
- ③短期入所生活介護 13.6%

2. キャリアパス要件

(1) 要件Ⅰ

- ①介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ②前項に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ③就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

(2) 要件Ⅱ

- ①研修計画に基づき、毎月研修会を実施している。
- ②OJTにて随時介護技術指導を行っている。
- ③経験や介護技術の評価を行いながら、業務分担をしている。
- ④休暇の調整を行い、資格取得の研修等に参加しやすいように調整している。
- ⑤資格取得のための無利子貸し付け制度がある。

(3) 要件Ⅲ

- ①経験に応じて昇給する仕組み
- ②資格等に応じて昇給する仕組み

(4) 要件Ⅳ

- ①適用免除（小規模事業者等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため）

3. 月額賃金改善要件

(1) 要件Ⅰ

- ①新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月額（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てている。

4. 職場環境等要件について

(1) 入職促進に向けた取組

- ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）

(2) 資質向上やキャリアアップに向けた支援

- ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

- ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入

(3) 両立支援・多様な働き方の推進

- ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

(4) 腰痛を含む心身の健康管理

- ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

(5) 生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組

- ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている
- ⑲介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
- ⑳各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行う ICT インフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施※生産性向上体制推進加算を取得している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする

(6) やりがい・働きがいの醸成

- ㉑利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ㉒ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供